

令和 2 年

第 2 回定例会会議録

令和 2 年 1 1 月 4 日

やまと広域環境衛生事務組合議会

やまと広域環境衛生事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和2年11月4日（水曜日）

開 会（午後4時35分）

管理者招集の挨拶

議席の指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

第1 報第1号 令和元年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第2号）
の専決処分の報告について

第2 認第1号 令和元年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

第3 同第1号 やまと広域環境衛生事務組合公平委員会委員の選任につき議会の同意
を求めることについて

同第2号 やまと広域環境衛生事務組合監査委員の選任につき議会の同意を求め
ることについて

閉 会

○本日の会議に付した事件

日程に同じ

○出席議員（6名）

1 番 竹邑 利文

2 番 吉田 容工

4 番 南 満

6 番 小松 久展

8 番 吉田 雅範

9 番 大谷 龍雄

○欠席議員（3名）

3 番 小走 善秀

5 番 松浦 正一

7 番 牧野 雅一

○説明のための出席者

管 理 者 東川 裕

副 管 理 者 森 章浩

副 管 理 者 太田 好紀

事 務 局 長 榊 芳弘

総 務 課 長 北口 尚吾

総 務 課 主 幹 田村五十司

○議場に出席した事務職員

御所市議会事務局長 奥田 公夫

事務局係長 岩戸 一

(午後 4 時 3 5 分開会)

議長
(小松 久展) ただいまの出席議員数は 6 名でありますので、議会は成立をいたしました。

ただいまより、令和 2 年やまと広域環境衛生事務組合議会第 2 回定例会を開会いたします。

管理者より招集の挨拶がございます。

東川管理者。

管理者
(東川 裕) やまと広域環境衛生事務組合議会第 2 回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

平素は格別のご厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。私ども理事者におきましては、今後におきましても円滑な施設運営に努めてまいる所存でございます。議員各位におかれましても、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今回提出させていただきました案件は、令和元年度一般会計補正予算の専決処分の報告について、令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定について、公平委員会委員の選任及び監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての 4 議案でございます。議員各位におかれましては、ご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

議長
(小松 久展) これより、会議を開きます。

議席の指定を行います。

会議規則第 3 条第 1 項の規定により、松浦正一議員を議席番号 5 番に指定をいたします。

次に、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 7 1 条の規定により、4 番・南満議員、8 番・吉田雅範議員、以上 2 名の議員を指名いたします。

次に、会期についてお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決しました。

これより日程に入ります。日程第1、報第1号、令和元年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の報告を求めます。

東川管理者。

管理者
(東川 裕)

報第1号、令和元年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、1ページ第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。第4款諸収入で、売電収入が当初見込みより増額となったため、歳入歳出それぞれ1,248万円を補正するものであります。

以上でございます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長
(小松 久展)

質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

2番吉田議員。

2番
(吉田 容工)

ちょっと確認ですけれども、ごみの水分量が減ったということで聞いていますので、いつ時点の検査をされて基準が決まっているのかという、その辺の決まり方を教えてください。

議長
(小松 久展)

北口課長。

総務課長
(北口 尚吾)

検査については毎月月初めに、年12回行っております。それによって水分比率、含有比率等が確定いたします。

議長
(小松 久展)

2番吉田議員。

2番
(吉田 容工)

そうしたら、これは令和元年の4月から3月の実績ということでしょうか。

議長
(小松 久展)

北口課長。

総務課長
(北口 尚吾)

そのとおりでございます。

2番
(吉田 容工)

以上です。

議長
(小松 久展)

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) 討論なしと認めます。
これより採決をいたします。本案を報告どおり承認することに決しまして
ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) ご異議なしと認めます。よって報第1号は、報告どおり承認をすること
に決しました。
日程第2、認第1号、令和元年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計
歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに
提案者の説明を求めます。
東川管理者。

管理者
(東川 裕) 認第1号、令和元年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決
算の認定につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、監
査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。
一般会計の決算の内容でございますが、歳入歳出の総額は8億711万
9,000円で、歳入歳出は同額で差引額はゼロ円であります。
以上でございます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上
げます。

議長
(小松 久展) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。
4番南満議員。

4番
(南 満) 健康増進施設事業負担金についてお伺いのほうをさせていただきたいん
ですが、今回この内容につきましては、解体と発掘の費用であるというふう
に全員協議会のほうでも説明をいただいたと思います。ただ、今までか
ら議論になっております健康増進施設においては、このやまとの火入れの
ときに同時開設であるという話が地元に対しての覚書というか協定内容で
あったというふうに思います。
しかしながら、稼働してから4年たつわけですけれども、まだ現在も健

健康増進施設は建っておりません。地元に対しての約束が遂行されていない、この理由及び今後どのようにしていかなければならないかという点についてお答えをいただきたいと思います。

議長
(小松 久展)
管理者
(東川 裕)

東川管理者。

議員ご指摘のように、当初はこのやまとが出来上がったと同時に健康増進施設をという約束で進めてまいりました。それが現在に至っても建設されていないということについては、全くもって申し訳ない限りで、心からおおびを申し上げる次第でございます。

遅れた理由はいろいろあります。一番最初は、場所の指定にいろいろな理由がありまして戸惑った。そして、発掘調査もありました。それと、何を建てるかという一番基本的なところが、財源の関係もあってなかなか決まらなかったということで、本当にご迷惑をおかけしております。

これにつきましては、全員協議会でも申し上げましたけれども、地元との協定書を再度見直して、管理者・副管理者の連名で再度まき直すという事で進めてまいりたいというふうに思います。

それと、信頼を失っておるというわけでございますので、しっかりとスピード感を持って、地元で誠意を持って、いかなる理由があろうともしっかりと組合で建設するんだという強い意志を持って進めてまいる所存でございます。以上でございます。

議長
(小松 久展)
4番
(南 満)

4番南議員。

まず、協定書のまき直しのお話をされたと思います。何項目かに分かれてこの協定書のほうがあると思うんですけれども、内容的に健康増進施設を、今遅れているのであれば進めていく、じゃあ、いつから進めていくか、きちんと期限の明示というものをしていたかかないといけないと思うんです。それに向かって、遅れた分を取り戻していく。取り戻すに当たっても、当初は財源の話もされていたと思うんです。財源の話でいうと、持ち出しを少なくするために、補助金を頂きながら事業を遂行していくと。しかし、補助金がない場合というのも当然出てくるわけじゃないですか。じゃ、どうする。それがつかないから事業が遅れていくという話と、健康増進施設ができないのは地元との話とは別の話なんですよ。

ですから、あくまでも補助対象のところのメニューにのっとって申請をしていただく、これは結構です。しかし、それが乗らないから遅れますじゃなくて、ない場合は速やかにちゃんと単費なりお金のほうを組みながら、各議会説明もしていただきながら同意をいただいた上で進めていく、そう

いう理解でよろしいですか。

議長
(小松 久展)
管理者
(東川 裕) 東川管理者。

協定書については、しっかりと書いてまいります。おっしゃるように、いつまでにとか、いつから着工するとかというようなタイムスケジュールももちろん求められるであろうと思いますし、今現在、この場所ではなかなか言えませんけれども、その後精査をさせていただきます。

それと、おっしゃるように国庫補助がつくかどうかというのは地元には全く関係ない話でございますので、もちろん合理的には進めてまいりますけれども、残念ながらそういう万一の事態になった場合は、地元の約束を優先するという形でそれぞれの財源を求めてまいりたいというふうに思います。

議長
(小松 久展)
4番
(南 満) 4 番南議員。

あわせて、今現在遅れているという内容から、要望書のほうが地元から上がってきているというふうに思います。その中で、健康増進施設ができるまで代替でどうにかしてくれないかという内容の要望書があったというふうに思います。この点については、きっちりと地元と話ししながら、速やかにしていただけますね。

議長
(小松 久展)
管理者
(東川 裕) 東川管理者。

もうその話も今、進みつつあります。施設を建てて新たに何かを建設するということはなかなかちょっと難しいかもしれませんが、地元にご理解いただくような形で何らかの対応をさせていただきたいと考えております。

議長
(小松 久展)
4番
(南 満) 4 番南議員。

最後なんですけれども、この遅れている分をしっかりと取り戻すべく、誠意を持った対応を管理者、副管理者、2人おられると思いますけれども、進めていただきたい。また、地元に対しても説明に行くとき、一緒に3人で行っていただいていると思います。引き続き地元に入っていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。以上です。

議長
ほかにございませんか。

(小松 久展) 9番大谷議員。

9番 (大谷 龍雄) 先ほどの議員全員協議会におきましても、大変重要な議論になりました。このごみ処理場を建設するに当たって、地元の皆様方のご理解、ご協力をいただくために交わした協定書、覚書等々で約束していただいていることを、遅れておりますけれども、あらゆる知恵と努力でお約束を果たすために頑張っていたきたい。また、我々としても頑張らなければならないというふうに思っておりますけれども、同時に大事なことは、このごみ処理場の、いわゆるばい煙です。やはり周辺の皆さん方に危害を与えるようなばい煙を排出するのは、いいことはありませんから、そのばい煙の測定をこの決算年度でされたのかどうか。

その測定の内容は、一番大事なことは、ダイオキシンの測定をはじめいろいろ測定項目はあると思うんですけれども、この決算年度でされたんやったら、どういう項目で検査測定されたのか。そして、その測定値は基準をクリアしているのかどうか、その辺をちょっと答えていただけますか。

議長 (小松 久展) 北口課長。

総務課長 (北口 尚吾) 国が定めました排ガスの項目、6項目ございます。ダイオキシンについては年1回、そのほかにはばいじん量、硫黄酸化物等の5項目については毎月測定をし、3自治会のほうに報告をさせていただいております。

全ての項目については自主基準値、国よりも厳しい基準値をこの施設は定めておりまして、それを全てクリアしております。以上でございます。

議長 (小松 久展) 9番大谷議員。

9番 (大谷 龍雄) そうしたら、全部基準をクリアしているということですね。

今の答弁の中で、ちょっと聞き漏れたんですけれども、ご存じのように今、地球温暖化が原因で日本国内でも世界的にも豪雨、強風、熱波等々が毎年のように起こっておりますけれども、その地球温暖化の一番の原因と言われている温室効果ガス、一番代表的なのは二酸化炭素、メタンですけれども、こういった温室効果ガスの検査・測定もされているのかどうか。その辺も併せて答弁いただけますか。

議長 (小松 久展) 北口課長。

総務課長 (北口 尚吾) 詳しいことは分かりませんが、具体的に測定している項目を読み上げさせていただきます。

ばいじん量を測定しております。自主基準値は10でございますが、1号炉、2号炉とも0.2、0.1と基準値を下回っております。それから硫黄酸化物、基準値が19につきましては、1号炉が3、2号炉が2でございます。窒素酸化物、基準値が48につきましては、1号炉26、2号炉28。塩化水素48に対しまして、1号炉が4、2号炉が5でございます。最後に一酸化炭素につきましては、基準値30でございますが、1号炉9、2号炉5でございます。以上でございます。

議長 9番大谷議員。

(小松 久展)

9番 大事なことですので、今後におきましても、また我々議員にも測定報告
(大谷 龍雄) をいただくように要望しておきます。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(小松 久展)

2番吉田議員。

2番 健康増進施設について、負担金について聞かせていただきます。

(吉田 容工)

毎回聞かせていただいていますんですけども、御所市とやまとの契約があるかということで、2月のときは管理者のほうから、「管理者と御所市長は同一人物ではございますけれども、たしかそういう文書で建設のお願いをしているというふうに記憶いたしております」と。しかし、その点では、先ほどは約束しても破ってもええんかという話ありましたけれども、まず、約束せなあかんと思います。

そこで聞かせていただきますのは、平成25年10月、3首長会議で「健康増進施設建設の事業主体及び管理主体は御所市とする」という約束があるんです。これについては、御所市と何らかの文書で確認はされているんですか。

議長 東川管理者。

(小松 久展)

管理者 それについては、文書で交わしているという内容はございません。

(東川 裕)

議長 2番吉田議員。

(小松 久展)

2番

(吉田 容工)

やっぱりそこですよ。例えば全ての計画がまとまっていなかったら文書を結べないじゃなくて、まずはやまとから御所市にお願いするという点では、申入れでもいいわけですから、申入れは管理者東川さんで、宛名が御所市長東川さんやと思いますんで、そういうものがあってしかるべきやと

思います。

その点では、今回の決算でアドバイザー契約とか解体業務とか、これはやまとに代わってやっていただいているわけですから、それについても、今年度はこういうことをやってほしいという依頼があってやりましたよということならいいと思います。だから、私は去年の10月、今年の2月と3回連続で言うてますのは、そういう個々の事業についてもやまとから御所市にお願いするという文書は作ってほしいなということです。それは今なくても、後づけでもいいですから、それは明確に記録に残しておくということが必要だと思いますけれども、それはどう思いますか。

議長
(小松 久展)

東川管理者。

管理者
(東川 裕)

現在では、こういう形で予算を請求しますよというやり取りはあるようですけれども、今おっしゃったのは大事な話やというふうに思います。ちょっとどういう形になるかは分かりませんが、何らかの形で書面で、記録で残すということはやらせていただきたいというふうに思います。これは間違いなくやらせていただきたいと思います。

議長
(小松 久展)

今、大事なことを言っていると思うんです。何にしても、この用地が決まって健康増進施設の建設計画があったにしても、手続上の問題、都計審の問題、開発の問題もあるから御所市が一番手早くやれるやろうということで御所市が指名を受けたのであれば、それは、いうたら五條、田原本の誓約書を結んだ上で、また、御所市と管理者との協定というのか約束事で進めていくと、これはまさにそのとおりですよ。それが行き届いているさかい、こういうような遅れが発生してきているんですよ。だから責任問題のところへ持っていこうとすると、そこになってくるんですよ。

せやから、オブラートが虹色みたいなことをしているさかいに理事者側が悪いんですよ。そのとおりですよ。それは今後修正というんですか、ただして文書で、いうたら契約書というんですか、誓約書というんですか、それを交わすというのは、これは大事なことですから、それは肅々とというのかスピードを持ってやるのか、どうなんですか。

東川管理者。

管理者
(東川 裕)

早速その手配をさせていただきたいというふうに思います。

議長
(小松 久展)

2番吉田議員。

2番

やっと私の思いが伝わったなというところです。去年の10月から始ま

(吉田 容工) って3回で伝わってよかったなと思います。ただ今回の分はまだ保留はないということですので、決算のほうにはちょっと不承認という形で対応させていただきたいと思います。

それと、続けて、環境整備基金について聞きたいと思います。

環境整備基金というのは概算払いで、仕事が終わったら精算すると、そういう内容になっていると思うんですけども、それはどうですか。

議長 北口課長。

(小松 久展)

総務課長 そのとおりでございます。

(北口 尚吾)

議長 2番吉田議員。

(小松 久展)

2番 (吉田 容工) それでは、栗阪、小殿、そして朝町と全部一応地元から出た事業は終わっていると思うんですけども、終了報告書は出ていると思います。その点はどうですか、出ていますか。

議長 北口課長。

(小松 久展)

総務課長 栗阪以外の2自治会についてはもう終わっております。栗阪についてはまだでございます。

(北口 尚吾)

議長 2番吉田議員。

(小松 久展)

2番 (吉田 容工) 栗阪については、太陽光パネルをつけるという申請が出ましたよね。1か所は公民館の上につける、1か所は御所の土地の上につけると、あと1か所はウエダさんという方の私有地を借りて設置すると。これは全部終わっているん違いますの。まだ残っているんですか。

議長 お諮りいたします。会議時間を延長いたしますので、よろしくお願いたします。

(小松 久展)

北口課長。

総務課長 今おっしゃった3つの事業につきまして、合計で1億1,000万円程度の精算は終わっております。ですが、当初に栗阪に対して環境整備補助金2億円をお支払いしている中で、まだ残金として約8,800万円の補助金が栗阪の手元に残っております。

(北口 尚吾)

議長 (小松 久展) 2 番 (吉田 容工)	2 番吉田議員。 平成30年3月30日に栗阪自治会から事業完了報告書が出ていますよね。それで、言わば全ての太陽光パネルの設置が終わっているんです。あとは何か事業が残っているんですか。
議長 (小松 久展) 総務課長 (北口 尚吾)	北口課長。 残金につきましては、太陽光パネルの設置は終わっておりますが、今後、最終的に太陽光パネルの撤去等もございますので、補助金として栗阪のほうにまだ残っている状況でございます。
議長 (小松 久展) 2 番 (吉田 容工)	2 番吉田議員。 申請に撤去するのは入っていないんですね。設置しますよという申請ですよ。本来、私は、この問題は、全部の事業が終わったら一旦返してもらい、撤去するときに必要ななら、そのときにお渡しするというのが要綱の趣旨やと思うんですけれども、そうではないですか。
議長 (小松 久展) 総務課長 (北口 尚吾)	北口課長。 要綱ではそのとおりでございますが、実際にここを建設するに当たりまして、協定書以外のものを交わす中で、地元との交渉の中で、環境整備については全額といいますか、当初に浄化槽の設置等で全額2億円に対して仮払いをさせていただいて、それがそのまま残っている状況でございます。
議長 (小松 久展) 2 番 (吉田 容工)	2 番吉田議員。 当初が全ての世帯の浄化槽の入替えをすると。それが変わって太陽光パネルを設置すると。 私は、もう全部使ってもうて、それはいいんですよ。ただ、目的がなくなったら一旦預かるという形にしないと、要綱に反するんじゃないかと思うんです。ここは、これまで要綱があって、実施したけれどもあかんから、今度は要綱を見直して実態に合わすというのは今までされて、2回ぐらい変えたん違いますか、要綱の中身を。もしそれを運用するんやったら、そういう要綱を変えて対応するということもありなのかと思っておりますけれども、そういうことはせずに、このままの状態でも要綱と違う形でお金が地元に残るという状態を続けるんですか。

議長 (小松 久展)	北口課長。
総務課長 (北口 尚吾)	今の現状を継続していきたいと思っております。
議長 (小松 久展)	2番吉田議員。
2番 (吉田 容工)	そこで聞かせてもらいます。 一応完了報告書が出ました。残高がこれだけありますという報告も出ました。その残高が幾らあるかという確認は、やまとさんはやっておられるんですか。
議長 (小松 久展)	北口課長。
総務課長 (北口 尚吾)	平成30年10月3日に金額等を確認させていただいております。
議長 (小松 久展)	2番吉田議員。
2番 (吉田 容工)	平成30年10月3日といたら、今決算、令和元年度決算していますから、この決算に当たっては確認されていないということですか。
議長 (小松 久展)	北口課長。
総務課長 (北口 尚吾)	はい。確認しておりません。
議長 (小松 久展)	2番吉田議員。
2番 (吉田 容工)	渡したら地元の方に有効活用してもらいたいという思いで基金を積み立てたと。その基金がちゃんと管理されているかということ、やまとのほうは確認していただかないと、ちょっと立場がないんじゃないかと思えますけれども、それはもう全然フリーパスで渡しっきりでよろしいんですか。
議長 (小松 久展)	北口課長。
総務課長 (北口 尚吾)	平成30年10月に確認をさせていただき、その後、させていただいておりませんが、また改めて確認をさせていただきたいと考えております。
議長	今言われた問題については、お金の問題も関わって、要綱の問題も法的

(小松 久展) な関係もあるんで、それについては直ちにでも、いうたら確認をして、今後はこういうことのないようにということで示さんことには理解できひんと思います。課長、それはちょっと痛いところ突かれてんやから、ちゃんと答弁していかんと。

東川管理者。

管理者 (東川 裕) もちろん大切な話だというふうに思います。コンプライアンス上、やっぱり弁護士さんの意見も聞きながら、早急に対応をさせていただきたいというふうに思います。

議長 2番吉田議員。

(小松 久展)

2番

(吉田 容工)

ぜひお願いしたいなど。特にこの平成30年3月30日に出された完了報告書には、この補助金を何に使ったかという点では、土地代を払ったというのが入っているんです。だから、30年、31年、令和元年、令和2年と、これは土地代はそれで払ってもらえると私は推測するわけです。想定では残高が変わっているはずなんです。

私は、有効に使ってもらう分はいいんですけども、こんだけ使いましたという報告ぐらいはもらわなあかんと思います。それは改めていただけますか。

議長 (小松 久展) 今言われていることは、答弁一緒やと思うんですけども、管理者が言われた「早急に」というても、この早急が、いつが早急であるんかということも分からへんのやから、それについては、例えば確認するのと、問題がないんやったらないなりに、例えば組合議員に確認した上で早急に発送させてもらうとかというようなことで、早急、早急で、次の議会いうたらまた10か月後とかいうようになって、また言われますよ。それについて、正しく答弁しなさい。

東川管理者。

管理者 (東川 裕) 今、言われた内容につきましても非常に重要なポイントだというふうに思います。しっかりとこれを弁護士さんにも相談をさせていただいて、組合議員の皆様方に文書をもって、今月中にはできるかなというふうに思いますので、できるだけ早く文書で対応をさせていただきたいというふうに思います。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(小松 久展)

私もこの健康増進施設についての遅れも取戻しも、そしてまた心の籠も

った御所市の地元住民に対する健康増進の推進については、田原本の1番竹邑議員や、そしてまた吉田議員、そしてまた五條市の9番大谷議員のほうからも、しっかりと取り組みなさいという答弁をいただきました。私たちも真摯に受け止めて、理事者側にさらなるスピードを持って対応してもらいたいということを強く申し上げまして、この質疑については終わらせていただきます。

ほかにございませんね。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) これより討論を行います。討論はございませんか。
2番吉田議員。

2番
(吉田 容工) それでは、令和元年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計の歳入歳出決算について、反対の立場で討論をさせていただきます。

中身に、これが間違っているという指摘ではございません。先ほども質問させていただきましたように、健康増進施設については御所市に多大な負担をいただいていると、この点では文書でもってやり取りをするのが正当なやり方だろうと思います。特に、やはり御所市長と管理者と同じということでは、管理者が一緒ですので、心の中で思っているもやはり違うと思いますので、文書に残していただいて、やはりこのやまととして、ちゃんと御所市にお願いすると。それが実現できるかは、やっぱり一緒にやっっていくということになると思いますので、その点だけ、やはり田原本から来ている者としても、襟を正していただくということでしたけれども、今回はできていませんので、反対をさせていただきます。

議長
(小松 久展) ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展) これより採決をいたします。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長
(小松 久展) 挙手多数でございます。よって認第1号は、原案どおり認定することに決しました。

日程第3、同第1号、やまと広域環境衛生事務組合公平委員会委員の選

任につき議会の同意を求めることについてから同第2号、やまと広域環境衛生事務組合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてまでの2案を、会議規則第34条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 (小松 久展) ご異議なしと認めます。よって、同第1号及び同第2号の2案を一括議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。
東川管理者。

管理者 (東川 裕) 同第1号についてご説明申し上げます。
現在、御所市のほうで委員についておられ、当組合の公平委員であります田仲敦三氏、泉井久典氏、平井薫氏について、引き続き公平委員の選任をいたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同第2号についてご説明いたします。

現在、当組合の監査委員であります和田正吾氏について、引き続き監査委員の選任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長 (小松 久展) お諮りいたします。本2案につきまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 (小松 久展) ご異議なしと認めます。
本2案を原案どおり同意することに決しましてご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 (小松 久展) ご異議なしと認めます。よって同第1号、同第2号は、いずれも原案どおり同意することに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年やまと広域環境衛生事務組合議会第2回定例会を閉会いたします。誠にご苦労さんでございました。

(午後 5 時 1 0 分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

議員

議員